

鴨川市地域公共交通会議 平成23年度第1回会議次第

日時：平成23年10月19日（金）

午後1時30分～

場所：鴨川市役所4階400会議室

- 1 開 会
- 2 出席者紹介
- 3 委嘱状交付
- 4 主宰者あいさつ
- 5 議 事
 - （1）交通会議の運営方法について
 - （2）鴨川市コミュニティバスの運行状況について
 - （3）鴨川市コミュニティバス利用者アンケートの結果について
 - （4）運行に関する課題と見直しの方向性について
 - （5）その他
- 6 閉 会

[配布資料]

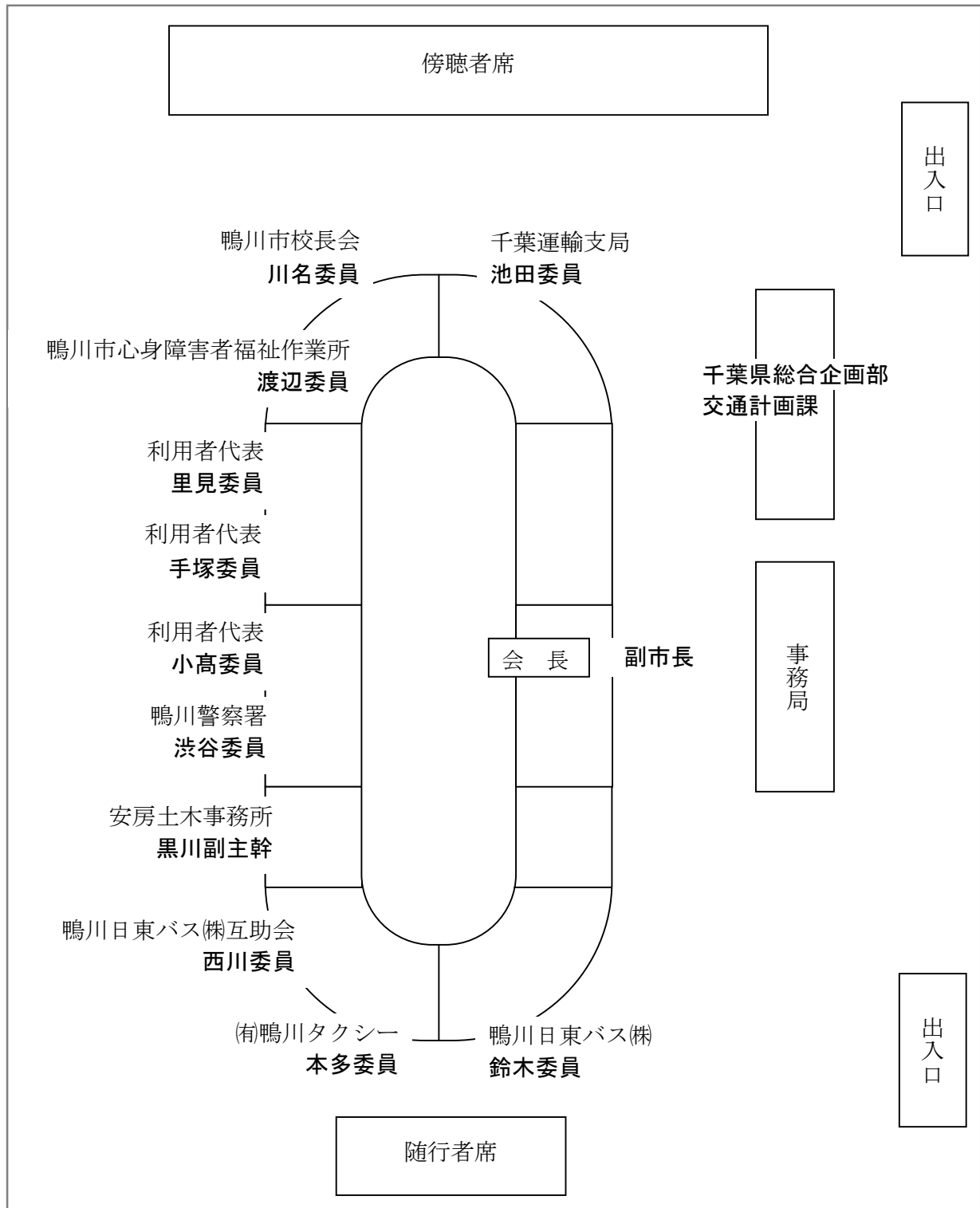
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 交通会議の運営方法
- ・ 資料2 コミュニティバス運行結果
- ・ 資料3 利用者アンケート結果
- ・ 資料4 コミュニティバスの運行に関する課題と見直しの方向性（案）

鴨川市地域公共交通会議 平成23年度第1回会議 席次表

日時：平成23年10月19日(水)

午後1時30分～

場所：市役所4階400会議室



鴨川市地域公共交通会議委員名簿

平成 23 年 10 月 19 日

構 成	所 属 ・ 職	氏 名	備 考
会 長	鴨川市副市長	石田 日出夫	
1 号委員	鴨川日東バス株式会社 常務取締役	鈴木 孝男	
	社団法人千葉県バス協会 専務理事	花崎 幸一	
	小湊鐵道株式会社 常務取締役	久我 義範	
	有限会社鴨川タクシー 専務取締役	本多 信介	
2 号委員	鴨川日東バス株式会社互助会	西川 裕治	
3 号委員	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送監査）	池田 和弘	
4 号委員	千葉県安房土木事務所 鴨川出張所長	河又 恵一	
	千葉県鴨川警察署 交通課長	渋谷 圭	
5 号委員	利用者代表	小高 好宏	公募委員
	利用者代表	手塚 治代	
	利用者代表	里見 桂子	
	鴨川市心身障害者福祉作業所 所長	渡辺 栄一	
	鴨川市校長会 会長	川名 稔	

鴨川市地域公共交通会議 平成23年度第1回会議 出席者名簿

日時：平成23年10月19日(水)

午後1時30分～

場所：市役所4階大会議室

1 会長及び委員

摘 要	所属・職	氏 名	備 考
会 長	鴨川市副市長	石田 日出夫	
1号委員	鴨川日東バス株式会社 常務取締役	鈴木 孝男	
	有限会社鴨川タクシー 専務取締役	本多 信介	
	鴨川日東バス株式会社互助会	西川 裕治	
2号委員	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送監査）	池田 和弘	
3号委員	千葉県安房土木事務所 鴨川出張所 副主幹	黒川 安廣	代理出席
4号委員	千葉県鴨川警察署 交通課長	渋谷 圭	
	利用者代表（公募委員）	小高 好宏	
5号委員	利用者代表	手塚 治代	
	利用者代表	里見 桂子	
	鴨川市心身障害者福祉作業所 所長	渡辺 栄一	
	鴨川市校長会 会長	川名 稔	

(欠席)

摘 要	所属・職	氏 名	備 考
1号委員	社団法人千葉県バス協会 専務理事	花崎 幸一	
	小湊鐵道株式会社 常務取締役	久我 義範	

2 オブザーバー

所属・職	氏 名	備 考
千葉県総合企画部交通計画課 交通企画室 副主幹	伊藤 正文	

3 事務局

所属・職	氏 名	備 考
鴨川市総務部企画政策課 課長	杉田 至	
鴨川市総務部企画政策課 課長補佐	大久保 孝雄	
鴨川市総務部企画政策課 政策推進係 副主査	石井 和美	
鴨川市総務部企画政策課 政策推進係 主任主事	町田 啓	

交通会議の運営方法

鴨川市地域公共交通会議設置要綱（平成 18 年鴨川市告示第 156 号）第 8 条の規定により、要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項を次のとおり定める。

1 会議の開催

会議開催のスケジュールは別記 1 のとおりとする。

会議の開催日、時間及び場所は事務局において調整し、会議開催日の 2 週間前までを目途に委員に通知する。

2 議事の決定

議事の決定は、全会一致を原則とする。

3 委員の発言

委員は、発言をしようとするときは、挙手の上、議長の許可を得てから発言するものとする。

4 委員の代理出席

委員の代理出席は、原則として、これを認めない。ただし、行政機関（国土交通省及び千葉県）の職員であって、会長の承認を得た場合に限り、代理出席を認めるものとする。

5 会議の公開

(1) 会議は、原則として公開する。ただし、次の場合は、議長が会議に諮り、会議を非公開とすることができるものとする。

① 審議が妨害され、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや、委員に対する圧力により意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる相当の理由がある場合

② 鴨川市情報公開条例（平成 17 年鴨川市条例第 8 号）第 7 条各号のいずれかに該当する審議を行う場合

(2) (1)により非公開とする決定は、議事ごとに行うものとする。

(3) (1)により非公開とする場合の理由は、これを公表するものとする。

(4) 会議の傍聴に関する手続等は、別記 2 のとおりとする。

6 資料の取扱い

(1) 議事に関する書類は、原則として事前に委員に配布するものとする。

(2) 一般傍聴人には会議次第のみを配布するものとし、報道関係者には原則として委員と同一の印刷物を配布するものとする。

7 会議録の調製等

(1) 会長は、次の事項を記載した会議録を調製するものとする。

- ① 開催の日時及び場所
- ② 出席委員等の所属、職及び氏名
- ③ 議事及び発言の要旨
- ④ ①から③のほか、議長が必要と認めた事項

(2) 会議録は、あらかじめ議長が指名した委員が、これを確認し、署名するものとする。

(3) 会議録は、当該会議に提出された書類を添付して公表するものとする。ただし、5 (1) により非公開とすることが決定された部分については、これを公表しない。

(別記1)

会議開催のスケジュールについて（平成23年度）

年月	会議	その他
23年 10月	○ 第1回会議 ・ 委嘱状交付 ・ コミュニティバスの現状と課題 ・ 今後の協議事項の方向性について協議	
11月		
12月	○ 第2回会議 ・ 第1回会議における検討事項の内容について協議	
24年 1月		
2月	○ 第3回会議 ・ 改正事項の実施に向けた協議	
3月		

(別記 2)

会議の傍聴に関する手続等について

1 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望する者は、会議開催の前日までに事務局へ申し出、会議開催日に会議開催場所で傍聴証（別記様式）の交付を受けるものとする。
- (2) 傍聴の申出の受付は、会議開催日の 1 週間前から先着順に行うこととし、定員になり次第、受付を終了する。定員については、会議場の収容可能人員等を勘案し、あらかじめ事務局において定め、会議の概要と合わせて公表する。
- (3) 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) すべて議長及び事務局職員の指示に従うこと
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないこと
- (4) 議長の許可を得ず、会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと
- (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯し、又は、はち巻、腕章等を着用しないこと
- (7) (1)から(6)に定めるものの他、会議の支障となる行為をしないこと

3 その他

傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

別記様式

傍	聴	証
第	号	
鴨川市地域公共交通会議		

鴨川市告示第 156 号

鴨川市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第 1 条 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 9 条の 2 の規定による地域公共交通会議として、鴨川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、市長の諮問を受け、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な旅客運送に関する事項を協議する。

(組織)

第 3 条 交通会議は、市長が主宰する。

2 交通会議は、市長又は市長が指名する職員及び委員 18 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

(2) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(3) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者

(4) 関係行政機関の長又はその指名する者

(5) バス等の利用者又は識見を有する者その他市長が必要と認める者

4 交通会議に会長をおき、市長又はその指名する職員をもって充てる。

5 会長は、会務を総理する。

6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ市長が指名する職員がその職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(協議結果の取扱い)

第 6 条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第 7 条 交通会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

○鴨川市情報公開条例（平成 18 年 3 月 30 日条例第 6 号） 抄

（公文書の開示義務）

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（1）法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法令の規定により従う義務を有する国等の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（3）法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（4）公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

（5）市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさ

- せるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ